



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

市役所代表電話 / **0424-64-1311**

ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(Lモード) Lメニューから検索できます。

西東京

市の人口と世帯数

(平成15年4月1日現在)

		前月比
人	男	91,011人 (1,072人) 388増 (4減)
	女	92,297人 (1,383人) 389増 (7増)
	合計	183,308人 (2,455人) 777増 (3増)
世帯数		81,060世帯 (1,256世帯) 509増 (12減)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

今号の主な内容

2面 審議会委員を募集



今年度の審議会・懇談会の委員を募集します。皆様のご参加をお待ちしています。

3面 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定



高齢者保健福祉計画および第2期介護保険事業計画(平成15~19年度)を策定しました。

4~5面 平成15年度予算のあらまし



一般会計・特別会計の当初予算のあらましと新市建設計画事業についてご案内します。

10面 ゴールデンウィークのごみ収集日程



ゴールデンウィーク期間中のごみ・資源物収集の日程をお知らせします。

「西東京市地域防災計画」がまとまりました!

平成14年度の事業として、西東京市防災会議が策定を進めてきました「西東京市地域防災計画」が、市民の皆さん、東京都および各防災機関のご協力により、このたびまとまりましたのでお知らせします(1~2面でご案内します)。
防災課(保谷庁舎内線2231~2233)

1 策定の経緯

田無市、保谷市でそれぞれ策定していた地域防災計画を、「西東京市地域防災計画」として策定しました。その間、防災会議を3回、庁内関係各課による作業部会を3回開催するとともに、東京都との協議を行いました。また、平成14年11月から12月にかけて、市民の皆さんからご意見をうかがいました。

2 地域防災計画の特徴

市が策定する地域防災計画は、市が行う防災施策・事業とともに、国や都および各防災機関、さらには市民や事業所と協働して進めるさまざまな防災の取り組みを示すものです。このため、市(各部署)の役割とともに、各防災機関、さらには市民や事業所との連携についても計画化されています。

災害時に、最小限の人員で効率的な対応がとれるよう、庁内組織を「対策本部チーム」・「被災市民対策チーム」・「まち対策チーム」の3つに分け、被災者への応急対応や生活復興、まちの応急復旧や復興を進めていく計画としました。

また、東海地震防災対策強化地域に島しょ部の3村(新島村、神津島村、三宅村)が指定されたことを受け、それに関連する対応、

火山(主に富士山)災害対策、テロ災害を考慮したNBC災害対策()について、新たに計画内容に追加しています。

NBC災害とは...nuclear(原子核)、biological(生物学的)、chemical(化学的)の略で、これらの原因物質によって引き起こされる災害をいいます。

3 市民から寄せられたご意見への対応について

計画の策定に際し、市報(平成14年11月15日号)等を通じて市民の皆さんにご意見を求めました。その結果、6人の方から貴重なご意見が寄せられました。

皆さんから寄せられたご意見については、その内容を12の項目にまとめ、それぞれが計画に反映できるよう検討しました。その結果について、下記のようにまとめました。

4 関連作業

地域防災計画策定の前提として、西東京市が被る可能性のある災害の状況について検討した「西東京市防災アセスメント調査」と、小学校区ごとに、地域の状況や課題について検討した「西東京市地域防災カルテ」を作成しました。

西東京市地域防災計画への市民意見にお答えします

市民の皆さんから、6通の貴重なご意見を頂きました。その意見の要点を12の項目に整理し、次のように対応しました。

ご意見	対応
地域組織(町会、自治会)の状況を把握し、その育成も含めた計画にしたい。	・地域組織および市民が自主的に結成した防災市民組織の充実と活動環境の整備が計画内容に入っています。 ・防災市民組織の拡充を図っていきます。 ・地震防災編/第2部/第4・5章・風水害等編/第2部/第3章
地域住民の防災コミュニティづくりが大切です。	・市民および防災市民組織の役割、ボランティアやNPOとの連携により、地域の防災コミュニティを醸成していくという計画内容に入っています。 ・地震防災編/第2部/第4~6章
テント避難所を提案します。	・避難所は計画収容人数を上回る収容能力があり、高齢者・障害者等のための二次避難所も確保しています。 ・地震防災編/第3部/第8・9章
ヘリコプターを有効に活用してください。	・市内に緊急ヘリポートを指定しています。 ・ヘリコプターの活用は、都や自衛隊と連携していきます。 ・地震防災編/第3部/第2章
ガードレールのない安全な道路の整備は防災の観点からも有効です。	・幅員にもよりますが、狭い道路が多い状況では、歩行者の安全確保が第一優先です。 ・今後、まちづくりとして、バリアフリーの視点での検討が必要です。 ・地震防災編/第2部/第1・3章、第3部/第11章

ご意見	対応
ブロック塀は損壊すると危険なため、生垣化を進めてほしい。	・助成制度を利用し、ブロック塀等の生垣化を推進していきます。 ・地震防災編/第2部/第3章
障害者に配慮した避難計画にしてください。	・都が作成した災害要援護者行動マニュアルを踏まえ、災害要援護者に配慮した計画になっています。 ・地震防災編/第2部/第5章
避難所となる小・中学校のバリアフリー化を進めてほしい。	・小中学校の耐震診断は終了しましたが、トイレの問題を含め、バリアフリー化は将来的な課題です。 ・断水を想定し、簡易トイレや仮設トイレを計画的に備えています。 ・地震防災編/第3部/第8章
障害者の通所施設の改築または移転を進めてほしい。	・施設の状態を踏まえて、災害要援護者対策の充実を図る計画となっています。 ・地震防災編/第3部/第8章
ボランティアと連携し、災害要援護者の支援を進めてほしい。	・災害要援護者班を設置し、対策強化を図る計画となっています。 ・ボランティアの受け入れ体制の整備が計画内容に入っています。また、赤十字ボランティアとの連携を図る計画となっており、効果的な活動体制づくりに努めます。 ・地震防災編/第2部/第5・6章
協働で計画づくりを進めてほしい。	・発災後、行政の災害応急対策が動き出すまでは、市民が主体的に、相互に支え合いながら、地域を安全な状態で維持する必要があります。そのための役割分担が計画内容に入っています。 ・地震防災編/第2部/第4章
地域ごとに計画を作ってください。	・計画づくりとともに、小学校区単位で地域防災カルテを作成し、防災性の分析と課題への対応を検討しました。